

# 長浜市国民保護計画

令和5年4月

長 浜 市



# - 目 次 -

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1. 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2. 市国民保護計画の構成	2
3. 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4. 市地域防災計画に基づく取組みの活用	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1. 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2. 関係機関の連絡先	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1. 武力攻撃事態	13
2. 緊急処理事態	13
第2編 平素からの備えや予防	15
第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
1. 市の各部局における平素の業務	15
2. 市職員の参集基準等	16
3. 消防機関の体制	18
4. 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2 関係機関との連携体制の整備	21
1. 基本的考え方	21
2. 県との連携	21
3. 近接市町等との連携	22
4. 指定公共機関等との連携	24
5. ボランティア団体等に対する支援	27
第3 通信の確保	28
第4 情報収集・提供等の体制整備	28
1. 基本的考え方	28
2. 警報等の伝達に必要な準備	30
3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4. 被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5 研修及び訓練	32
1. 研修	32

2. 訓練 .....	33
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え .....	35
1. 避難に関する基本的事項 .....	35
2. 避難実施要領のパターンの作成 .....	36
3. 救援に関する基本的事項 .....	36
4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 .....	37
5. 避難施設の指定への協力 .....	38
6. 生活関連等施設の把握等 .....	38
第3章 物資及び資材の備蓄、整備 .....	40
1. 市における備蓄 .....	40
2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 .....	41
第4章 国民保護に関する啓発 .....	42
1. 国民保護措置に関する啓発 .....	42
2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 .....	42
第3編 武力攻撃事態等への対処 .....	44
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 .....	44
1. 事態認定前における緊急事態連絡本部等の設置及び初動措置 .....	45
2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 .....	48
第2章 市国民保護対策本部の設置等 .....	50
1. 市国民保護対策本部の設置 .....	50
2. 通信の確保 .....	57
第3章 関係機関相互の連携 .....	58
1. 国・県の対策本部との連携 .....	58
2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	58
3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 .....	59
4. 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託 .....	59
5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 .....	60
6. 市の行う応援等 .....	60
7. ボランティア団体等に対する支援等 .....	61
8. 住民への協力要請 .....	61
第4章 警報及び避難の指示等 .....	63
第1章 警報の伝達等 .....	63
1. 警報の内容の伝達等 .....	63
2. 警報の内容の伝達方法 .....	64
3. 緊急通報の伝達及び通知 .....	65
第2章 避難住民の誘導等 .....	66
1. 避難の指示の通知・伝達 .....	66
2. 避難実施要領の策定 .....	67
3. 避難住民の誘導 .....	71

4.	大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難.....	77
第5章	救援.....	78
1.	救援の実施.....	78
2.	関係機関との連携.....	79
3.	救援の内容.....	79
第6章	安否情報の収集・提供.....	80
1.	安否情報の収集.....	80
2.	県に対する報告.....	81
3.	安否情報の照会に対する回答.....	81
4.	日本赤十字社に対する協力.....	82
第7章	武力攻撃災害への対処.....	83
第1	武力攻撃災害への対処.....	83
1.	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	83
2.	武力攻撃災害の兆候の通報.....	83
第2	応急措置等.....	84
1.	退避の指示.....	84
2.	警戒区域の設定.....	85
3.	応急公用負担等.....	87
4.	消防に関する措置等.....	87
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	89
1.	生活関連等施設の安全確保.....	89
2.	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	90
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等.....	91
1.	武力攻撃原子力災害への対処.....	91
2.	NBC攻撃による災害への対処.....	92
第8章	被災情報の収集及び報告.....	96
第9章	保健衛生の確保その他の措置.....	97
1.	保健衛生の確保.....	97
2.	廃棄物の処理.....	98
3.	文化財の保護.....	98
第10章	市民生活の安定に関する措置.....	100
1.	生活関連物資等の価格安定.....	100
2.	避難住民等の生活安定等.....	100
3.	生活基盤等の確保.....	100
第11章	特殊標章等の交付及び管理.....	101
1.	特殊標章等の意義.....	101
2.	特殊標章等の様式.....	101
3.	特殊標章等の交付及び管理.....	102
4.	特殊標章等に係る普及啓発.....	102

第4編 復旧等 .....	103
第1章 応急の復旧 .....	103
1. 基本的考え方 .....	103
2. 公共的施設の応急の復旧 .....	103
第2章 武力攻撃災害の復旧 .....	104
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 .....	105
1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	105
2. 損失補償及び損害補償 .....	105
3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	105
第5編 緊急対処事態への対処 .....	106
1. 緊急対処事態 .....	106
2. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	106
【用語集】 .....	107

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

長浜市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1. 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

長浜市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び滋賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、長浜市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

なお、市国民保護計画における消防業務は、市と連携する湖北地域消防本部（以下「消防本部」という。）の業務として定める。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

長浜市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、長浜市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2. 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 3. 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、長浜市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様に、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における市民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 4. 市地域防災計画に基づく取組みの活用

武力攻撃災害への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、市地域防災計画に基づく取組みのうち、活用可能なものについては活用する。



## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

長浜市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

長浜市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

長浜市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 市民に対する情報提供

長浜市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

長浜市は、国、県、消防本部、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 市民の協力

長浜市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、長浜市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、しょうがい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他特に配慮を要する者への配慮及び国際人道法の的確な実施

長浜市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、しょうがい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他特に配慮を要する者（以下「高齢者、しょうがい者等」という。）の保護について留意する。

また、長浜市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛

争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

**(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

長浜市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

長浜市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

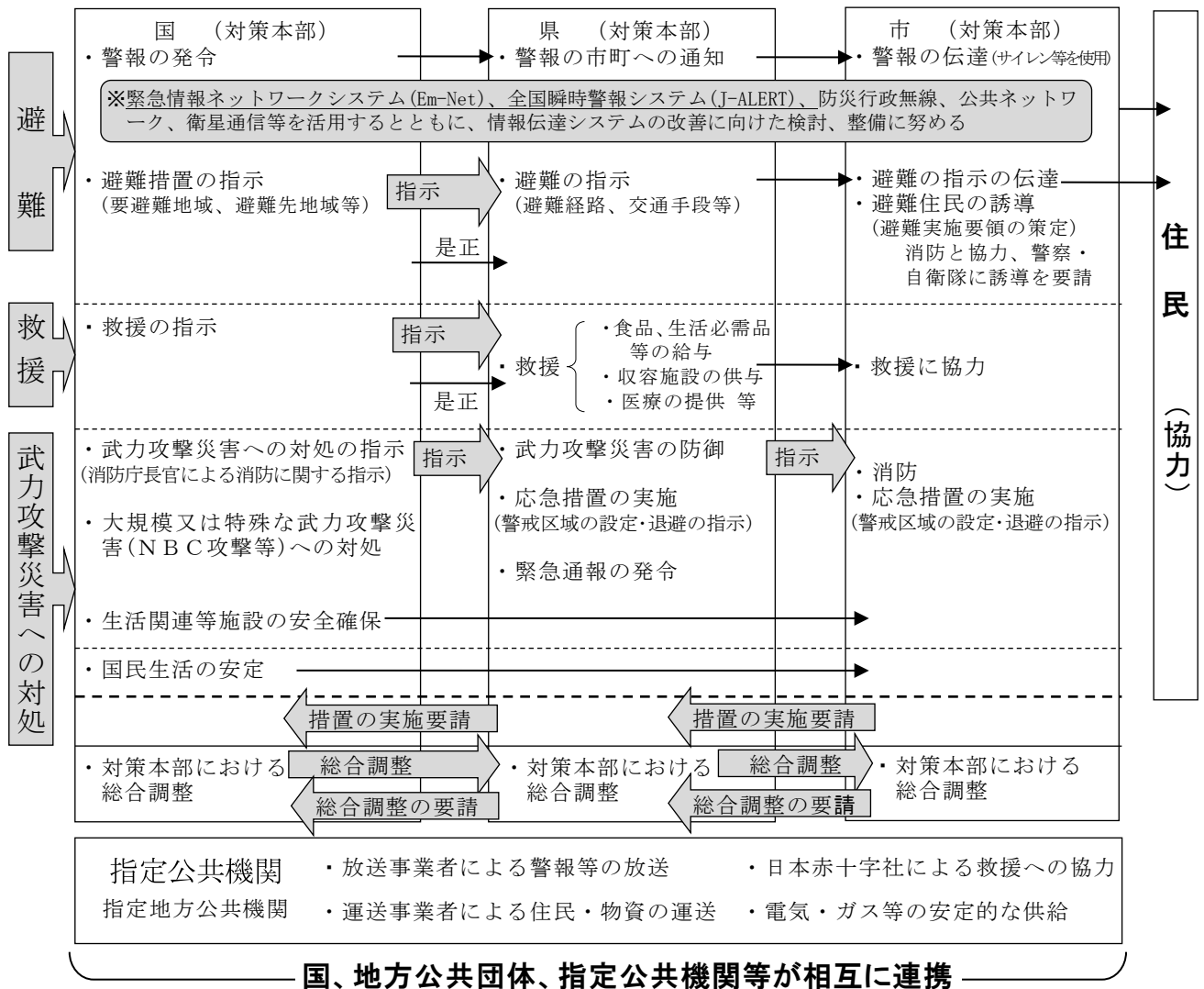
**【外国人への保護措置の適用】**

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

長浜市は、国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



## 1. 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、長浜市、消防、滋賀県、自衛隊並びに指定地方行政機関及び指定公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理する。

### 【長浜市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護計画の作成</li> <li>2 市国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>10 国民保護に関する普及啓発</li> </ol>

### 【消防】

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長浜市への初動連絡及び連携</li> <li>2 武力攻撃災害への対処</li> <li>3 避難住民の誘導</li> <li>4 警報、避難指示の伝達</li> <li>5 生活関連施設の安全確保支援及び危険物施設の災害発生防止</li> </ol>

【滋賀県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 大津財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
大阪税関京都税関 支署滋賀出張所	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
滋賀労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の 保全
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪航空局 大阪航空事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
大阪管区气象台 彦根地方气象台	1 気象状況の把握及び情報提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の 情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政グループ	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2. 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編1-1に示す。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

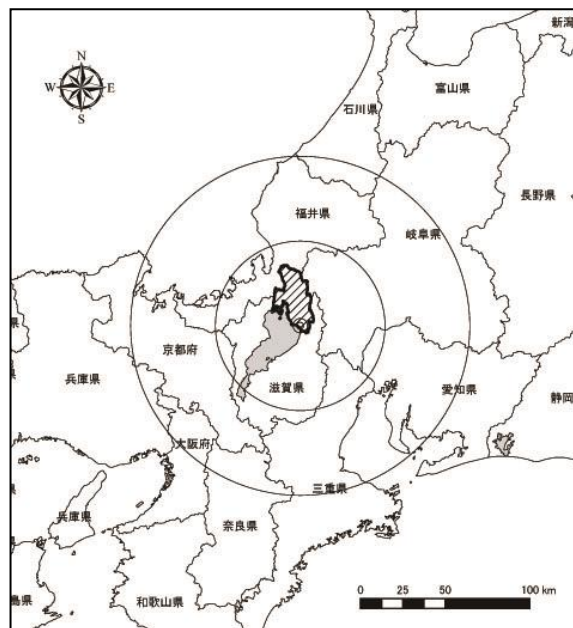
長浜市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 位置及び地勢

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖があり、中央には伊吹山系を源とする姉川や高時川、余呉川等により形成された湖北平野が広がっている。

京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京阪神や中京の経済圏域からはおよそ 60km 圏内、北陸の経済圏域からはおよそ 100km 圏内にある。

長浜市の総面積は 681.02km<sup>2</sup>(うち琵琶湖の面積が 142.42km<sup>2</sup>)であり、滋賀県全体のおよそ 17.0%を占めている。



### (2) 気候

長浜市においては、春から秋にかけて穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっている。この地域の年間平均気温は 13.9℃、年間平均降水量は 1,553.2 mm となっており、積雪の深さ最大は、1月で 79cm、2月で 99cm である。近年においては、平成 23 年 1 月 31 日に 249cm という史上最深の



積雪を観測している。

平年値：昭和56年～平成22年・長浜観測所（昭和57年～平成22年・柳ヶ瀬観測所）

区分	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	13.9	2.6	3.0	6.4	12.1	16.9	20.9	24.8	26.3	22.3	16.0	10.3	5.3
降水量	1553.2	129.9	101.8	112.0	106.0	138.7	181.0	202.0	102.2	149.8	108.5	96.1	117.8
積雪	105	79	99	61	6	0	0	0	0	0	0	0	40

注1) 気温：℃、降水量：mm、積雪：深最大・cm

注2) 降水量の全年値は、各月値の小数点以下四捨五入により必ずしも一致しない

注3) 気温・降水量は、長浜地域気象観測所、積雪は、柳ヶ瀬地域気象観測所の平年値を示している

注4) 気温：長浜地域気象観測所における平年値（1981年～2010年の平均）

注5) 長浜地域気象観測所は2010年3月24日まで地点名「虎姫」

注6) 長浜地域気象観測所における平年値（1981～2010年の平均）

注7) 柳ヶ瀬地域気象観測所1981年11月～2019年4月の観測値

### (3) 人口分布

長浜市の人口及び世帯数を国勢調査（令和2年10月1日）で見ると、113,636人、42,570世帯となっている。これは、前回調査（平成27年10月1日）と比較して、人口は4,557人の減少、世帯数は782世帯の増加となっている。

また、65歳以上の老年人口（令和2年10月1日）をみると、全体で28.5%となっており、前回調査（平成27年10月1日）の全体26.4%より増加していると共に、県平均の25.8%を上回っている。

令和2年国勢調査人口

区 分	全 体	男	女
総 数	113,636人	55,406人	58,230人
0～14歳	14,546人	7,521人	7,025人
15～64歳	63,648人	31,872人	31,776人
65歳以上	32,349人	14,251人	18,098人
65歳以上比率	28.5%	25.7%	31.1%
年齢不詳	3,093人	1,762人	1,331人

### (4) 交通網

鉄道は、JRの長浜、田村、虎姫、河毛、高月、木ノ本、余呉、近江塩津、永原の各駅があり、平成18年10月にJR北陸本線の長浜以北が直流化され、京阪神のみならず湖西、北陸方面等への利便性は大きく高まった。

道路は、市域を南北に走る道路が中心で、一般国道では国道8号が大

津や北陸方面と結び、国道8号から国道1号を利用すれば京阪神方面へ、国道21号や国道365号を利用すれば名古屋方面へ、それぞれ連絡している。

また、市域には北陸自動車道の長浜、木之本インターチェンジ及び小谷城スマートインターチェンジがあり、市中心部と名神高速道路とは約10分で結ばれている。

#### (5) 原子力事業所

滋賀県と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子炉が設置されている（7基が運転終了）。

そのうち、長浜市がUPZ圏内（原子力施設からおおむね半径30kmの範囲内で、原子力災害対策を重点的に行う区域）となる地域には、4つの原子力事業所が所在し、合わせて7基の原子炉が設置されている（2基が建設準備中）。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1. 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- ア. 着上陸侵攻
- イ. ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ. 弾道ミサイル攻撃
- エ. 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、資料編1-2、1-3に示す。

### 2. 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を踏まえて、以下の事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ア. 事態例：可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - イ. 被害の概要：可燃性ガス貯蔵施設等が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ア. 事態例：大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
  - イ. 被害の概要：大規模集客施設・ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

③ 原子力事業所等の破壊

ア. 事態例：原子力事業所の爆破

イ. 被害の概要：大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア. 事態例：ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

イ. 被害の概要

■放射性物質等

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害ならびに熱及び炎による被害である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、がんを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

■生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

■化学剤による攻撃

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア. 事態例：航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

イ. 被害の概要：主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

長浜市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1. 市の各部局における平素の業務

長浜市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【長浜市の各部局における平素の業務】

部課等	平素の業務
防災危機管理局 総務部 未来創造部 (本部室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・市国民保護対策本部に関する事</li> <li>・国民保護措置の訓練に関する事</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する警報や緊急通報等の内容伝達に関する事</li> <li>・住民の避難誘導に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への情報提供と相談に関する事</li> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・安否情報の収集体制に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、しょうがい者等の安全及び支援体制に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄に関する事</li> <li>・観光客等の避難に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援受け入れ体制に関する事</li> <li>・応急復旧に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・医薬品等の供給体制に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の管理運営に関する事</li> <li>・乳幼児・児童・生徒、教師等の避難に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 2. 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

長浜市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

長浜市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じてすみやかに対応する必要がある。

このため、消防本部との連携を図り、夜間・休日等における消防本部から市長等への緊急連絡ルートを定めるなど、すみやかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

#### ① 当直による職員への連絡体制

市の当直が受領した国民保護に関する情報については、即時に国民保護担当職員に連絡し得る体制をとる。

#### ② 初動連絡体制（警報受領、現場情報受領、国民保護担当職員その他関係機関等への連絡）

初動連絡体制については、市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、当直が消防本部と連携を図りながら行うこととし、当該職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐ。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

長浜市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次に示す体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課（防災危機管理局）職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集
*勤務時間(内)(外)共通	

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部局課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の

参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、次のとおりとする。

**【市国民保護対策本部長等の代替職員】**

名 称	構 成	代替職員		
		第1順位	第2順位	第3順位
市国民保護対策本部長	市 長	副市長	教育長	防災危機管理監
市国民保護対策副本部長	副市長、教育長、 防災危機管理監	副防災危機管理監	総務部長	未来創造部長
市国民保護対策本部員	各部長等	各部長等が指名する次長級職員		

**(6) 職員の服務基準**

長浜市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

**(7) 交代要員等の確保**

長浜市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア. 交代要員の確保その他職員の配置
- イ. 食料、燃料等の備蓄
- ウ. 自家発電設備の確保
- エ. 仮眠設備等の確保 等

**3. 消防機関の体制**

**(1) 消防本部における体制**

消防本部は、事態に応じて迅速に初動体制を確保できるように必要な体制整備を行うものとする。

その際、消防本部は24時間体制の状況を踏まえ、市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、市の要請により、市の初動連絡体制（警報受領、現場情報受領、関係機関からの情報受領を担うものとし、市の国民保護担当職員が登庁し、現場情報や関係機関からの情報について問い合わせた際には、受領した情報を共有するものとする。



## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

長浜市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、長浜市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、長浜市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4. 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

長浜市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請に関する事。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

長浜市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

長浜市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合、及び国民保護措置に関して不服申立て、又は訴訟が

提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

長浜市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、消防本部、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と、相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

長浜市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

長浜市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

長浜市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2. 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

長浜市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

長浜市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を、道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3. 近接市町等との連携

### (1) 近接市町との連携

長浜市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会の設置や、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### 【防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成
災害時における相互応援協定	平成7年9月1日	鯖江市
災害時における相互応援協定	平成8年2月6日	大垣市、彦根市
災害応援協定に関する協定	平成13年6月13日	揖斐川町
大規模災害時における相互応援協定	平成18年8月26日	大府市
姉妹都市災害相互応援協定	平成13年9月29日	たつの市
災害時における相互応援協定	平成24年1月17日	沼津市
災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年4月23日	近畿地方整備局
滋賀県市長会災害相互応援協定	平成24年11月27日	県内各市
友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定	平成26年6月6日	西之表市
大規模災害時における相互応援に関する協定	平成27年3月2日	大東市
大規模災害時における相互応援に関する協定	平成28年11月20日	泉南市
災害時相互応援協定	令和3年3月25日	台東区

大規模災害時における相互応援に関する協定	令和4年2月14日	妙高市
----------------------	-----------	-----

## (2) 消防機関の連携体制の整備

長浜市及び消防本部は連携し、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行い、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 【消防相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成
滋賀県湖北ブロック消防相互応援協定	昭和42年11月24日	彦根市以北の3市
滋賀県広域消防相互応援協定	平成25年2月15日	滋賀県全域
滋賀県下消防団広域相互応援協定	平成19年3月16日	滋賀県下各市町消防団
浅井町・坂内村消防相互応援協定	平成13年6月13日	揖斐川町（旧坂内村）
長浜市・長浜市消防団・揖斐川町・揖斐川町消防団相互応援協定	平成17年1月17日	岐阜県揖斐川町（旧坂内村）、揖斐川町消防団（旧坂内村消防団）
近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成18年4月26日	近畿2府7県
滋賀県相互応援協定	平成19年3月15日	滋賀県下各市、各行政組合管理者 他
彦根市・湖北地域消防組合相互応援協定	平成28年8月1日	彦根市、湖北地域消防組合
高島市・湖北地域消防組合相互応援協定	平成18年4月1日	高島市、湖北地域消防組合
敦賀美方消防組合・湖北地域消防組合相互応援協定	平成18年4月1日	敦賀美方消防組合、湖北地域消防組合
揖斐郡消防組合・湖北地域消防組合相互応援協定	平成18年4月1日	揖斐郡消防組合、湖北地域消防組合
南越消防組合・湖北地域消防組合相互応援協定	平成18年4月1日	南越消防組合、湖北地域消防組合
不破消防組合・湖北地域消防組合相互応援協定	令和2年11月	不破消防組合、湖北地域消防組合

## 4. 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

長浜市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について、最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

長浜市は、事態発生時に医療機関の活動がすみやかに行われるよう、消防機関とともに、市立病院、長浜赤十字病院（災害拠点病院）、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

長浜市は、関係機関から物資及び資材の供給、並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、長浜市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

#### 【関係機関との協定一覧】

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時応援に関する協定	長浜地方卸売市場	平成 12 年 9 月 7 日	・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送
災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定	長浜商店街連盟	平成 18 年 1 月 18 日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送
	(株)ユタカファーマシー	平成 20 年 1 月 17 日	
災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	イオンビッグ株式会社	平成 28 年 5 月 27 日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給 ・一時避難場所としての駐車場等の供給
	イオン(株)近畿カンパニー	令和 2 年 5 月 29 日	
	(株)平和堂	平成 31 年 2 月 1 日	
	生活協同組合 コープしが	令和 5 年 3 月 23 日	
	えきまち長浜（株）	平成 31 年 2 月 1 日	
災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	(株)コロワイドMD	令和 2 年 1 月 29 日	・一時避難場所(帰宅困難者受入施設)としての施設の提供と炊き出しの運営

第2編 平素からの備えや予防  
第1章 組織・体制の整備等

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
	大和リゾート(株)Hotel & Resorts NAGAHAMA	令和2年1月7日	・帰宅困難者受入施設としての施設の提供
災害時における応急 救援活動への応援に 関する協定	(社)滋賀県建設業協会 長浜支部	平成17年5月16日	・人命救助、公共土木建築施設 の応急復旧、応急仮設住宅 の建設、被災住宅の応急修 理等に必要な土木資機材、 労力等の提供
	長浜建設業組合	平成22年4月26日	
	長浜総合建設組合	平成22年9月28日	
	長浜木材工業協同組合	平成21年3月16日	
災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定	株式会社スギ薬局	平成20年4月20日	・飲み薬、外用薬、医療用具等 の応急生活物資の提供
災害時における飲料 の提供協力及び災害 救援型自動販売機の 設置に関する協定	三笠コカ・コーラボトリ ング(株)	平成20年3月24日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災 害救援型自動販売機の設置 運用に係る相互協力
災害時におけるLP ガス等供給の協力を 関する協定	社団法人滋賀県LPガス 協会長浜支部	平成21年12月22 日	・災害時におけるLPガスの 供給
LPガスに係る災害応 急復旧に関する協定	社団法人滋賀県LPガス 協会東浅井伊香支部	平成21年9月15日	・災害時におけるLPガスの 供給
災害時における電気 設備の応急復旧の応 援に関する協定	滋賀県電気工事工業組 合	平成21年7月6日	・災害時における電気設備の 応急復旧
災害時におけるし尿、 浄化槽汚泥、一般廃棄 物の収集運搬に関す る災害無償支援協定	湖北清掃事業協同組合	平成21年11月2日	・災害時におけるし尿、浄化槽 汚泥、一般廃棄物の収集運 搬に関する支援
	湖北環境協同組合	平成21年11月2日	
災害時における物資 供給に関する協定	NPO法人コメリ災害支援 センター	平成19年11月20 日	・災害時における物資供給
	(株)ナフコ	平成30年10月15日	
災害時における応援 救護活動への応援に 関する協定	(社)滋賀県建設業協会 伊香支部	平成21年6月15日	・災害時における応援救護活 動への応援
災害時における(郵便 事業)相互協力に関す る覚書	長浜市内郵便局	平成10年9月1日	
災害時における応急 救援活動への応援に 関する協定	長浜キャノン株式会社	平成25年7月4日	・災害時における応援救護活 動への応援
災害時における応急 対策に関する協定	三和シャッター工業株 式会社	平成27年3月24日	・公共建築物等のシャッター、 ドア等の緊急点検及び緊急 修理
災害時における要援 護者支援の協力体制 について協定	高齢福祉法人・しょうが い福祉法人・農業協同組 合 48法人	平成25年3月28日	・避難所の設置・運営をはじめ とし、物資の提供や人材派 遣などの協力体制
災害時における宿泊 施設の提供と福祉用 具の供給について協 定	長浜旅館組合(18事業者) 奥びわ湖旅館組合(9事業 者) (株)アクシア、(株)宇津木 ケアサポートおうみ、ケア パートナーヨシイ、こほく あおぞらかんのん、(有)ス マイルメディカル、田中ビ ジネスサポート(株)、(株) ニチイ学館 ニチイケアセ	平成26年2月10日	・災害時、要配慮者のための宿 泊施設の提供 ・避難生活における福祉用具 の供給及び使用にあたって のアドバイス

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
	ンター湖北、(株)ノーブレイク、(有)ふれあいサポート、ヨコタライフサービス、(株)ライフ、(株)ライフケアーズ		
災害時における福祉用具の供給に関する協定	新江州株式会社	平成28年2月1日	避難生活における福祉用具の供給
	株式会社橋本クロス	平成28年3月1日	
災害時における井戸水の使用に関する協定	長浜水道企業団・日本電気硝子(株)滋賀高月事業場・三菱ケミカル(株)滋賀事業所・ヤンマー(株)小型エンジン事業本部総務部	平成28年3月2日	災害緊急時における井戸水の使用、提供
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北医師会	平成28年2月1日	災害時の医療救護活動としての医師の派遣
	一般社団法人湖北薬剤師会	平成28年7月29日	・災害時の医療救護活動としての薬剤師の派遣
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北歯科医師会	平成28年4月22日	災害時の歯科医療救護活動としての歯科医師の派遣
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州株式会社・セツカートン株式会社	平成28年4月18日	災害時における段ボール製品(ベッド、シート、間仕切り)の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成27年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページキャッシュサイトの掲載</li> <li>・災害発生時の緊急情報をヤフーサービス上に掲載</li> <li>・ヤフー・ブログによる災害情報発信</li> </ul>
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成28年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄用地図の貸与</li> <li>・一定期間の複製利用許諾</li> <li>・WEB用住宅地図の提供</li> </ul>
災害時における公共土木施設等の応急対策業務に関する協定	滋賀北部測量設計協同組合	平成29年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況調査及び情報収集</li> <li>・災害時の復旧に必要な測量及び調査並びに設計業務</li> <li>・応急対策に必要な技術者の派遣及び資機材の支援</li> </ul>
災害時における棺その他の葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	平成29年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における棺その他の葬祭用品の供給及び作業等の役務の提供</li> <li>・遺体安置施設等の提供及び遺体の搬送</li> </ul>
災害時における要配慮者等の支援に関する協定	湖北地域介護サービス事業者協議会	平成29年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の開設及び運営</li> <li>・緊急入所施設としての要配慮者等の受入</li> <li>・福祉避難所等への人員派遣及び物資の供給・貸与</li> <li>・福祉避難所等への送迎</li> </ul>
災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定	(株)エフエム滋賀	令和元年11月27日	・災害発生時の情報や避難情報を緊急告知ラジオにより放送
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会	令和2年4月17日	・災害等により被災した下水道管渠施設の復旧の支援



応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	令和2年4月17日	・災害時における被災した下水道施設の被害の拡大防止と復旧のための技術的支援
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和2年4月17日	・災害等により被災した下水道管路施設の機能の復旧支援
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	一般社団法人 ドローン防災・産業協会	令和3年12月1日	・災害時における空撮、撮影した映像の提供
災害時における浴場施設利用等に関する協定書	新木産業株式会社	令和5年2月20日	・被災者の浴場施設利用 ・帰宅困難者の一時避難場所としての受入 ・災害時の車中泊スペースとしての駐車場利用
災害時における什器・備品等の供給に関する協定書	一般社団法人 ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和5年2月28日	・災害時における什器・備品等の提供

## 5. ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

長浜市は、自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

長浜市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### (3) 事業所に対する支援

長浜市は、消防本部と連携して、事業所の施設管理者及びそこに勤務する従業員に対して、平素における警戒や事態発生時の避難誘導などの危機管理の強化について、指導、助言を行う。

### 第3 通信の確保

長浜市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

長浜市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

長浜市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を活用した情報伝達体制の整備を図り、CATV、有線放送などの地域情報基盤を活用し、住民への多様な伝達手段の確保に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

長浜市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

長浜市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

**【体制の整備にあたっての留意事項】**

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害の発生時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信、及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するにあたっては、同報系防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、しょうがい者等、情報の伝達に際し配慮を要する者、及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

**(3) 情報の共有**

長浜市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながら、データベース化等に努める。

## 2. 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

長浜市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう、事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、しょうがい者等に対する伝達に配慮する。なお、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と十分に協議し、その役割分担等を検討しておく。

警報を通知する「関係機関の連絡先」を資料編1-1に示す。

### (2) 防災行政無線の機能充実

長浜市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要なとなる同報系防災行政無線及び全国瞬時警報システム（Jアラート）が整備済みである。

### (3) 市民に対する情報伝達手段の整備

長浜市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段として、同報系防災行政無線、CATV、アマチュア無線等の情報伝達を行うボランティアの協力、メール配信サービス（長浜市安全安心メール）等のメディアの活用を図るなど、多様な通信連絡手段の充実に努める。

### (4) 消防機関との連携

長浜市は、住民及び関係団体への警報伝達が的確かつ迅速に行われるよう、消防本部及び消防団との連携を図る。

### (5) 県警察との連携

長浜市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

長浜市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が

利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (8) 民間事業者からの協力の確保

長浜市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

長浜市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法ならびに安否情報の照会および回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号および様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

##### 1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報  
（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

##### 2 死亡住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

### (2) 安否情報収集のための体制整備

長浜市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行っておく。

### **(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握**

長浜市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## **4. 被災情報の収集・報告に必要な準備**

### **(1) 情報収集・連絡体制の整備**

長浜市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

「被災情報の報告様式」を資料編2-1に示す。

### **(2) 担当者の育成**

長浜市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等、必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## **第5 研修及び訓練**

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### **1. 研修**

#### **(1) 研修機関における研修の活用**

長浜市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### **(2) 職員等の研修機会の確保**

長浜市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織のリーダー等に対して、国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど、多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <https://www.fdma.go.jp/>

### (3) 外部有識者等による研修

長浜市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防本部、国、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2. 訓練

### (1) 市における訓練の実施

長浜市は、消防本部、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア. 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- イ. 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ. 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり自治会や民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、特に高齢者、しょうがい者等への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 長浜市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 長浜市は、消防本部及び県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 長浜市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。



## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。  
(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

### 1. 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

長浜市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリストなど、必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータなど)
- 区域内の道路網のリスト  
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト)
- 輸送力のリスト  
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力データ)  
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)  
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者リスト)
- 生活関連等施設のリスト  
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定事項とその内容  
(特に、地図や各種のデータ等は、市国民保護対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできることが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)  
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援計画

#### (2) 消防本部との連携の確保

長浜市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう意見交換を行い、訓練等を通じて連携を保つ。

#### (3) 隣接する市町との連携の確保

長浜市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、

隣接する市町と、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により緊密な連携を確保する。

#### (4) 避難行動要支援者への配慮

長浜市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、しょうがい者等の避難について、今後、自然災害時への対応として災害時要配慮者避難支援計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (5) 民間事業者からの協力の確保

長浜市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (6) 学校や事業所との連携

長浜市は、学校や大規模事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2. 避難実施要領のパターンの作成

長浜市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、想定される避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3. 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

長浜市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

長浜市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関

との連携体制を確保する。

#### 4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

長浜市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

##### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

長浜市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

###### ① 運送事業者の輸送力の把握

- |   |    |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員</li><li>・ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法</li></ul> | など |
|---|----|

###### ② 輸送施設に関する情報の把握

- |  |    |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）</li><li>・ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）</li><li>・ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）</li><li>・ ヘリポート（ヘリポート名、規模、管理者の連絡先等）</li></ul> <p>* 臨時ヘリポートも含む</p> | など |
|--|----|

##### (2) 運送経路の把握等

長浜市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

また、長浜市は、県その他の関係機関との連携のもと、竹生島との連絡船の事業者及び利用者（観光客を含む。）に対し、迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導ができる体制の整備を図る。

##### 【竹生島における滞在者及び観光客への留意事項】

長浜市は、竹生島における滞在者及び観光客の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全員の避難を視野に入れた体制を整備する。

この場合において、長浜市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

**【全員の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】**

- ①島の全員を避難させる場合に必要となる輸送手段
- ②想定される避難先までの輸送経路

## 5. 避難施設の指定への協力

長浜市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

長浜市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6. 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

長浜市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、長浜市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

「生活関連等施設の種類及び所管省庁」を資料編2-2に示す。

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

長浜市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施するとともに、県警察との連携を図る。

### (3) 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

#### ① 情報の伝達に必要な準備

長浜市は、近接県に所在する原子力事業所が武力攻撃等を受けた場合における市民の不安感を払拭するため、滋賀県と連携しながら、適切かつ迅速な情報伝達手段の整備に努める。

#### ② 関係機関との連携体制の確保

長浜市は、国、県及び関係機関との情報連絡などの連携体制を整備するとともに、近接県に所在する原子力事業所における武力攻撃事態等を想定した訓練により、必要な体制の見直しに努める。

③ 専門家の確保

長浜市は、隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃等を受けた場合に的確かつ迅速な措置を行えるよう、専門的知見を有するものからの適切な助言や支援を得られる体制の整備に努める。

(4) 水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え

長浜市は、情報連絡体制・専門家の招集等の初動体制、偽情報であると判断された場合における、風評被害防止の情報提供や取水・給水などの対処方法について、あらかじめ定めておく。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1. 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や、避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と、市地域防災計画による備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、長浜市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### (3) 県との連携

長浜市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

長浜市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

長浜市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

長浜市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1. 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

長浜市は、国及び県並びに消防本部と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、情報支援要配慮者（例えばしょうがいのある人（視覚しょうがいのある人等）、観光客、外国人）に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

長浜市は、啓発の実施にあたっては、消防本部の協力のもと防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

長浜市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、長浜市は、弾道ミサイル攻撃の場合や、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守る



ために」など)を活用し、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知するよう努める。

また、長浜市は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、長浜市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 【組織設置の概要】

区 分	事態等の内容	設置する組織
事態の段階	事案の情報	武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報 担当課体制 (即応体制の準備)
	事案の発生	緊急事態連絡本部 (本部長：市長)
	事態の認定	
設置の指定	市国民保護対策本部の設置が指定された場合	市国民保護対策本部 (本部長：市長)

\* 市国民保護対策本部は、国・県から指定の通知を受け、設置を行う。

\* 市長は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われれば、市国民保護対策本部設置の有無に関わらず、国民保護措置の実施は可能である。

## 1. 事態認定前における緊急事態連絡本部等の設置及び初動措置

### (1) 緊急事態連絡本部等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、すみやかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡本部」を設置する。

「緊急事態連絡本部」は、市国民保護対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

- ② 組織構成は、次頁のとおりとする。

- ③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

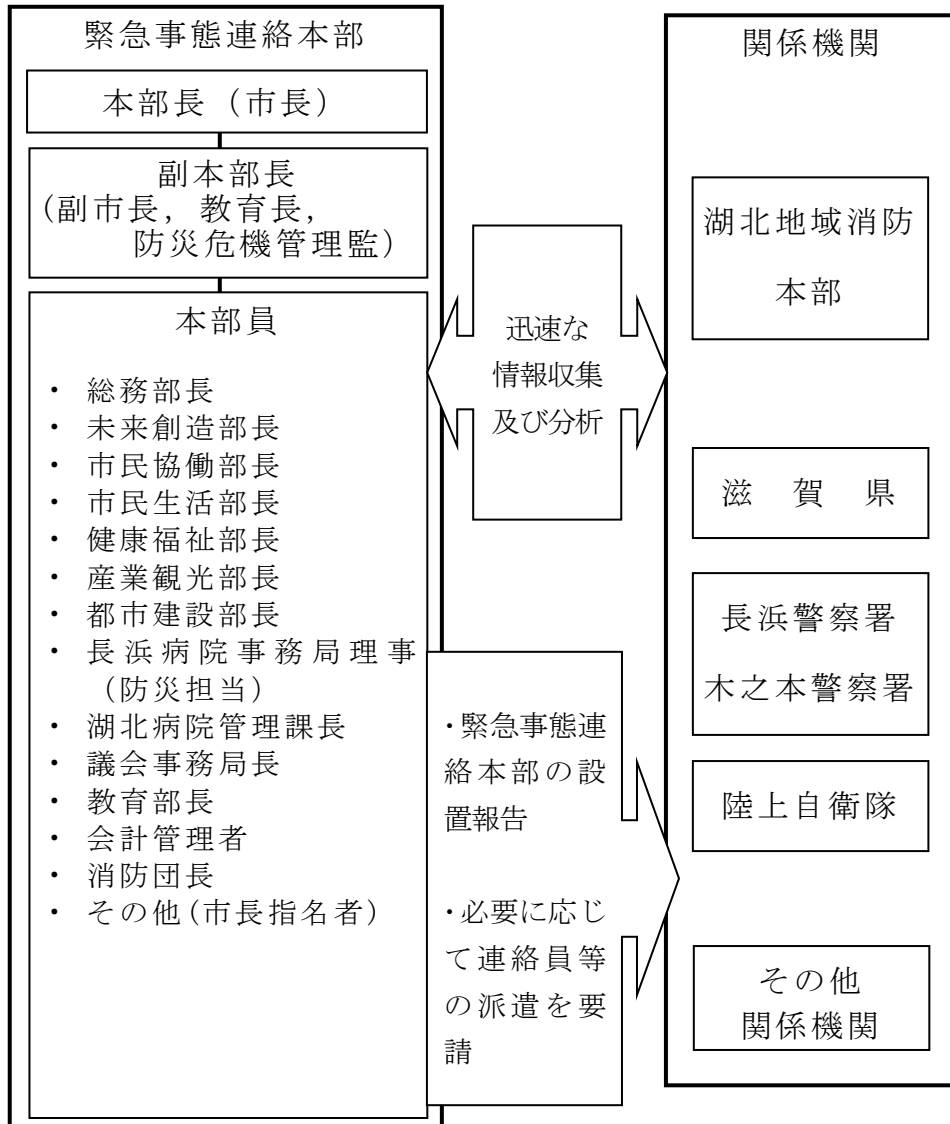
- ④ 「緊急事態連絡本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、「緊急事態連絡本部」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡本部」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監
本部員	各部長等、副防災危機管理監、長浜病院事務局理事(防災担当)、湖北病院管理課長、議会事務局長

緊急事態連絡本部の構成



\* 事態の推移に応じて、体制の強化又は縮小を行う

## (2) 初動措置の確保

長浜市は、「緊急事態連絡本部」において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域、又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な連携を行う。

長浜市は、県警察による、警察官職務執行法に基づく避難の指示等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされても、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

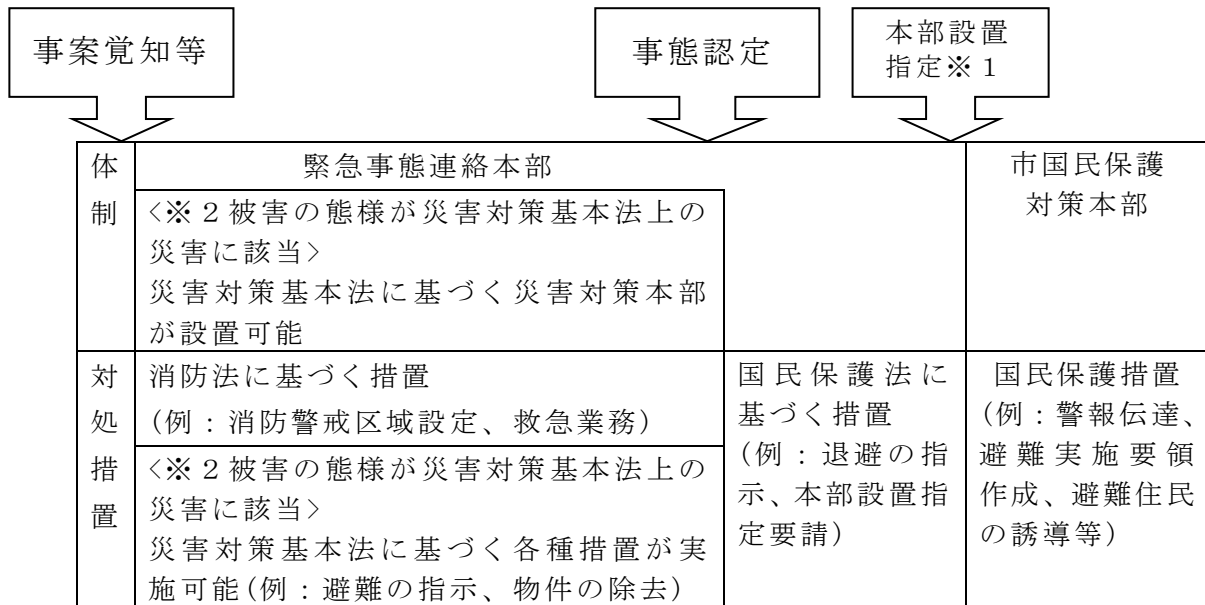
## (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

## (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡本部」を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡本部」は廃止する。

なお、市国民保護対策本部の設置前に、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合は、必要な調整を行う。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は、事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている。

### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市国民保護対策本部の設置前に、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

長浜市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、また、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には「担当課体制」を立ち上げ、又は「緊急事態連絡本部」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確

認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

#### 【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。

また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1. 市国民保護対策本部の設置

#### (1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知  
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市国民保護対策本部の設置  
指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替える。同時に、緊急事態連絡本部を廃止する。
- ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集  
市国民保護対策本部の担当者は、市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員等に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。

#### 【職員参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯メール等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

- ④ 市国民保護対策本部の開設  
市国民保護対策本部の担当者は、「市役所災害対策本部室」に対策本部を開設するとともに、対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。  
その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するように努める。  
また、市長は、市議会に対して、直ちに市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。



⑤ 交代要員等の確保

長浜市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 市国民保護対策本部の代替機能の確保

長浜市は、市国民保護対策本部が被災した場合等、市国民保護対策本部を市役所災害対策本部室に設置できない場合に備え、対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により次のいずれかの予備施設を使用する。

**【予備施設】**

市国民保護対策本部の予備施設としては、以下の施設を定める。

ア. 浅井支所 イ. びわ支所

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合、市国民保護対策本部の設置場所については、知事と協議を行う。

**(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等**

市長は、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、長浜市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うように要請する。

**(3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能**

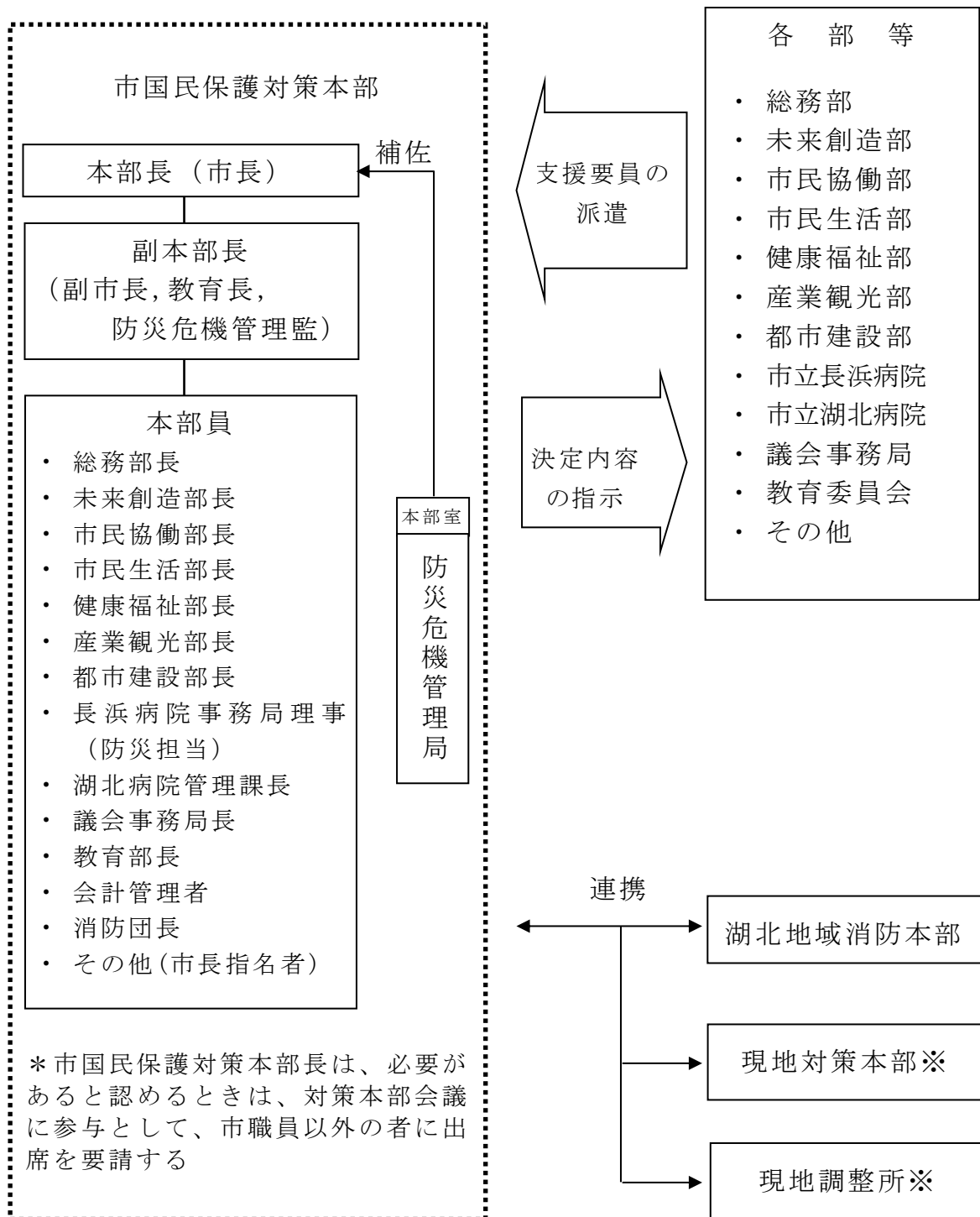
市国民保護対策本部の組織構成及び機能を示した図は、52、53頁に示すとおりである。

なお、各部の武力攻撃事態における主な分掌事務については資料編3-1に示す。

【組織構成】

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監
本部員	各部長等、副防災危機管理監、長浜病院事務局理事（防災担当）、湖北病院管理課長、議会事務局長
参 与	<p>市国民保護対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参加として、市職員以外の者に出席を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊員</li> <li>・指定地方行政機関その他の国・県の職員</li> <li>・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員</li> </ul>

国民保護対策本部の組織構成及び機能



※必要に応じて設置

#### (4) 市国民保護対策本部における広報等

長浜市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報・広聴体制を整備する。

##### 【市国民保護対策本部における広報体制】

###### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

###### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、同報系防災行政無線、電子メール、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

###### ③ 留意事項

- ア． 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ． 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ． 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 市現地对策本部の設置

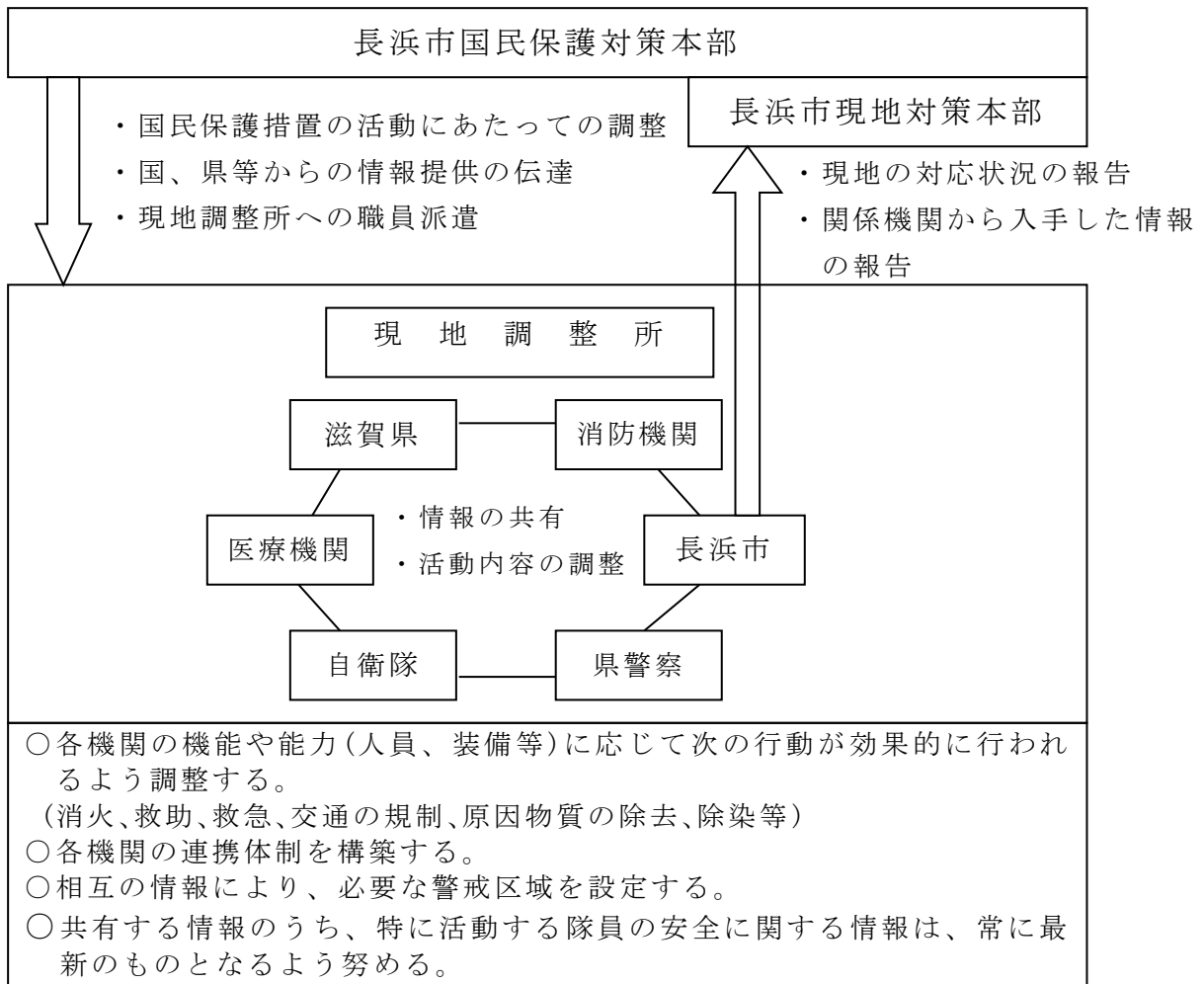
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施、並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置する。

市現地对策本部長及び市現地对策本部員は、市対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから、市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が、原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。  
例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられる。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
現地調整所の設置により、長浜市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行

う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や、権限を行使することが可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、長浜市における保護措置を総合的に推進する役割を担う長浜市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、長浜市の職員を積極的に参画させることが必要である。

このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、長浜市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる。

なお、現地調整所で調整する関係機関のメンバーを、あらかじめ定めることは困難であるが、長浜市は、市国民保護協議会や訓練等を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うように努める。

## (7) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する、国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

- ③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うため必要があると認めるとき

は、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告、又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため、必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

**(8) 市国民保護対策本部の廃止**

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

**2. 通信の確保**

**(1) 情報通信手段の確保**

長浜市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災無線等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

**(2) 情報通信手段の機能確認**

長浜市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

**(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策**

長浜市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

長浜市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

長浜市は、県の対策本部、及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

長浜市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

### 2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

長浜市は、市の区域における国民保護措置を、的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、長浜市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

長浜市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

長浜市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると



認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、長浜市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて滋賀地方協力本部長又は自衛隊第3戦車大隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員を通じて、又は市国民保護対策本部及び現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

### 4. 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を、他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ア. 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ. 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、長浜市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更、若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容をすみやかに議会に報告する。

## 5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

① 長浜市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第252条第17項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

② 長浜市は、①の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても、必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のために必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6. 市の行う応援等

### (1) 他の市町に対して行う応援等

① 長浜市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、長浜市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

長浜市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある

場合を除き、必要な応援を行う。

## 7. ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

長浜市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の、地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

長浜市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

また、長浜市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

長浜市は、県や関係機関等と連携し、住民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

## 8. 住民への協力要請

長浜市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

主な配慮事項を次に示す。

- ア. 避難住民の誘導
- イ. 避難住民等の救援
- ウ. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ. 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

長浜市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

長浜市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、すみやかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、観光協会、病院、学校など）に、警報の内容を伝達する。

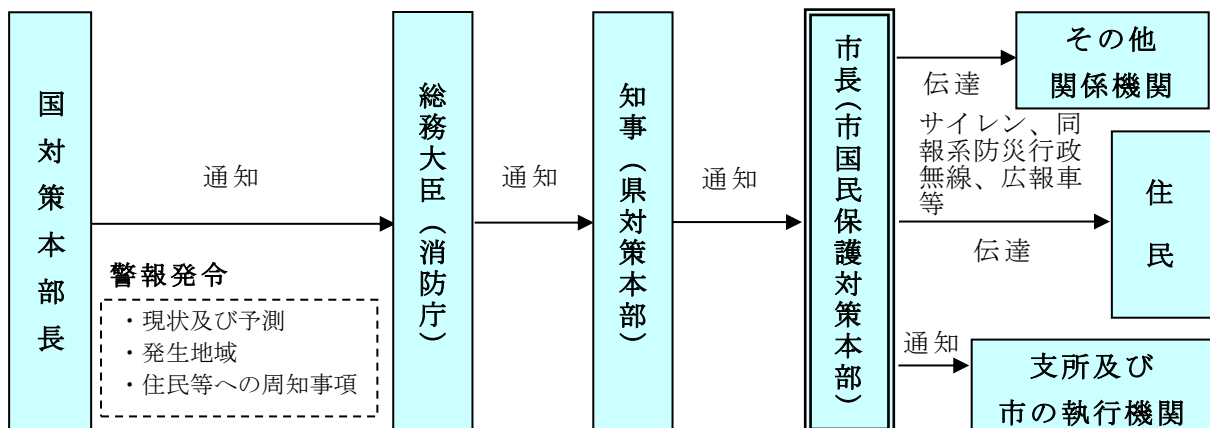
##### (2) 警報の内容の通知

① 長浜市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、幼稚園、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

② 長浜市は、警報が発令された旨の報道発表についてはすみやかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

\* 市HP <https://www.city.nagahama.shiga.jp/>

国、県、市から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを下図に示す。



## 2. 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に長浜市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に長浜市が含まれない場合

ア. この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ. 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの同報系防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、長浜市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が、的確かつ迅速に行われる

よう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 長浜市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、大規模事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。
- (4) 長浜市は、高齢者、しょうがい者等に対する警報の内容の伝達に配慮するものとし、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援計画を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- ① 聴覚しょうがい者に対しては目に見える情報を、視覚しょうがい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、しょうがい者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、しょうがい者等が居住する世帯、特に高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。  
(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3. 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

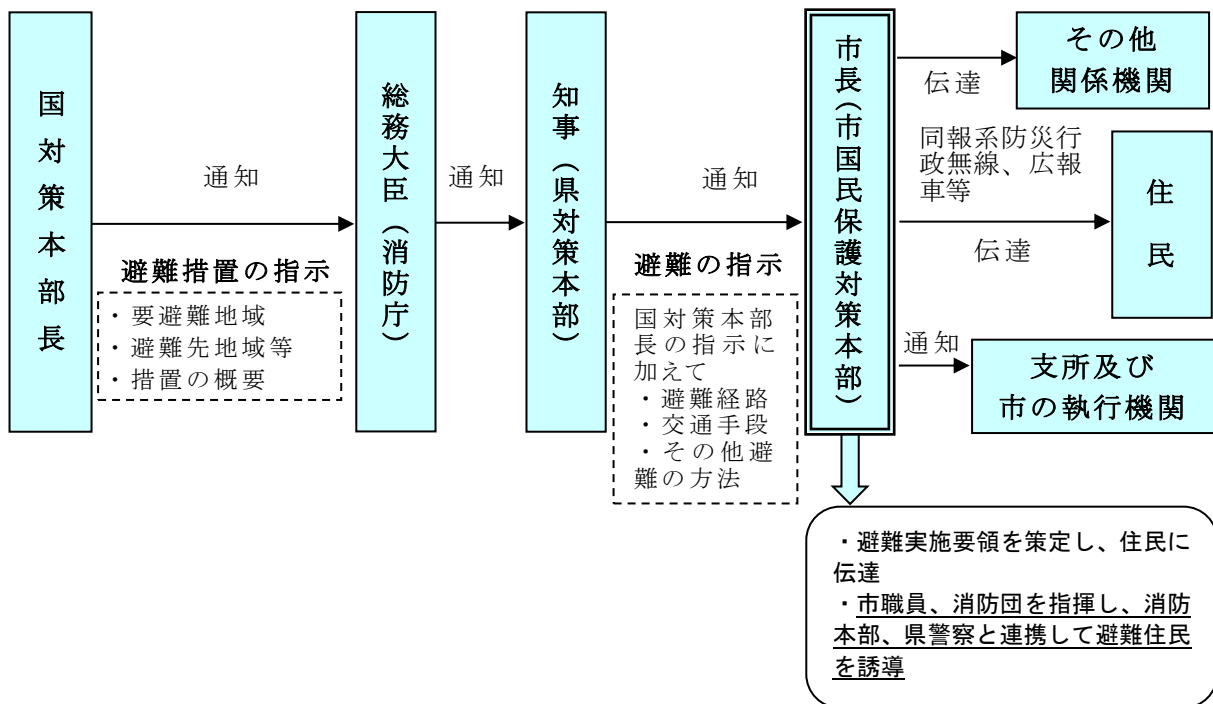
長浜市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1. 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民等に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の流れ】





## 2. 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後すみやかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置  
その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで、避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される長浜市の計画作成の基準の内容に沿った掲載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものもありうる。

市長は、避難実施要領の策定にあたっては、以下の点に留意する。

#### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：長浜市〇〇地区1-2、1-3の住民は「〇〇自治会」、長浜市△×地区1-1の住民は各ビル事業所及び「△×自治会」を避難の単位とする)

#### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：長浜市□〇地区2-3にある□〇高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を、可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：長浜市〇〇地区2-1の長浜市立〇〇小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等を使用。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や、避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日の〇時〇分、〇時〇分、〇時〇分)

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、高齢者、しょうがい者等への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合にあたっては、高齢者、しょうがい者等の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、JR北陸本線〇〇駅より〇月〇日の〇時〇分より〇分間隔で運行する□△市□△駅行きの電車で避難を行う。□△市□△駅に到着後は、□△市及び長浜市職員の誘導に従って、徒歩で□△高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防吏員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防吏員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、しょうがい者等への対応

高齢者、しょうがい者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、しょうがい者等を優先的に避難させる。  
また、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。また、避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日○時○分に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：長浜市国民保護対策本部 TEL 0749-62-4111)

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア. 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ. 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ. 避難住民の概数把握

エ. 誘導の手段の把握

- (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 [運送事業者である指定地方公共機関等による運送])
- オ. 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ. 避難行動要支援者の避難方法の決定  
(避難支援計画、「災害時要配慮者支援班」の設置)
- キ. 避難経路や交通規制の調整  
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク. 職員の配置  
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ. 関係機関との調整  
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ. 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整  
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

「避難実施要領(例)」を資料編3-2に示す。

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、長浜市の意見や関連する情報をまとめる。

#### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民及び関係ある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3. 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮するとともに、消防本部と協力して、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服（作業服）、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

なお、市長は、湖北地域消防組合の管理者（以下、「消防組合の管理者」という。）等に対して、必要な措置を講じるよう求めるなど、必要な連携を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や、要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

このため、市長は、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等にあたっては、消防本部及び消防団と十分な調整を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議

を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 大規模集客施設等における避難

長浜市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### (7) 高齢者、しょうがい者等への配慮

- ① 市長は、高齢者、しょうがい者等の避難を万全に行うため、災害時要配慮者避難支援計画にしたがい、「災害時要配慮者支援班」を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、介護・福祉サービス事業者、当事者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法とする。

- ② 市長は、市立病院、福祉施設、幼稚園、保育園等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等、施設の管理者として一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担

架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

- ③ 市長は、市内の福祉施設等との連携を強化し、当該施設が所有する介護車両の台数等について把握するとともに、介護車両の利用協力体制を確立し、災害時における要介護者搬送車両及び運転者の確保に努める。

#### **(8) 残留者等への対応**

避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### **(9) 避難所等における安全確保等**

長浜市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### **(10) 動物の保護等に関する配慮**

長浜市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

サ. 危険動物等の逸走対策

シ. 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### **(11) 通行禁止措置の周知**

長浜市は、市管理道路において通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### **(12) 県に対する要請等**

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

### (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

なお、参考資料として、「運送事業者（指定公共機関）の輸送力」を資料編3-3に示す。

### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

## 【避難にあたって留意すべき事項】

### 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

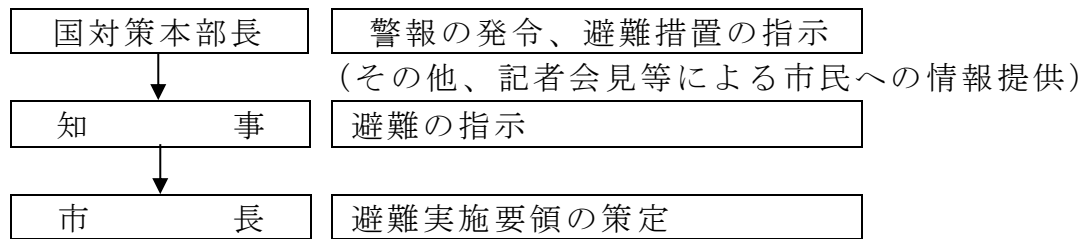
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に各個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ス. 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示





セ．実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、市国民保護対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全

が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

ア. 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時集合場所までの移動」～「一時集合場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が、一般には考えられる。

イ. 市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、各個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

#### 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本と

して、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 竹生島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

竹生島における避難では、島内の滞在者及び観光客を島外に避難させる必要がある場合は、滞在者及び観光客の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。

（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

長浜市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の滞在者及び観光客に周知を行うことが措置の中心となる。

#### 4. 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策を行う。

## 第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

### 1. 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

- ア. 収容施設の供与
- イ. 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ. 医療の提供及び助産
- エ. 被災者の捜索及び救出
- オ. 埋葬及び火葬
- カ. 電話その他の通信設備の提供
- キ. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク. 学用品の給与
- ケ. 死体の捜索及び処理
- コ. 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻や、その前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

## 2. 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3. 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における市民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

「救援の程度及び基準」を資料編3-4に示す。

### (2) 救援における県との連携

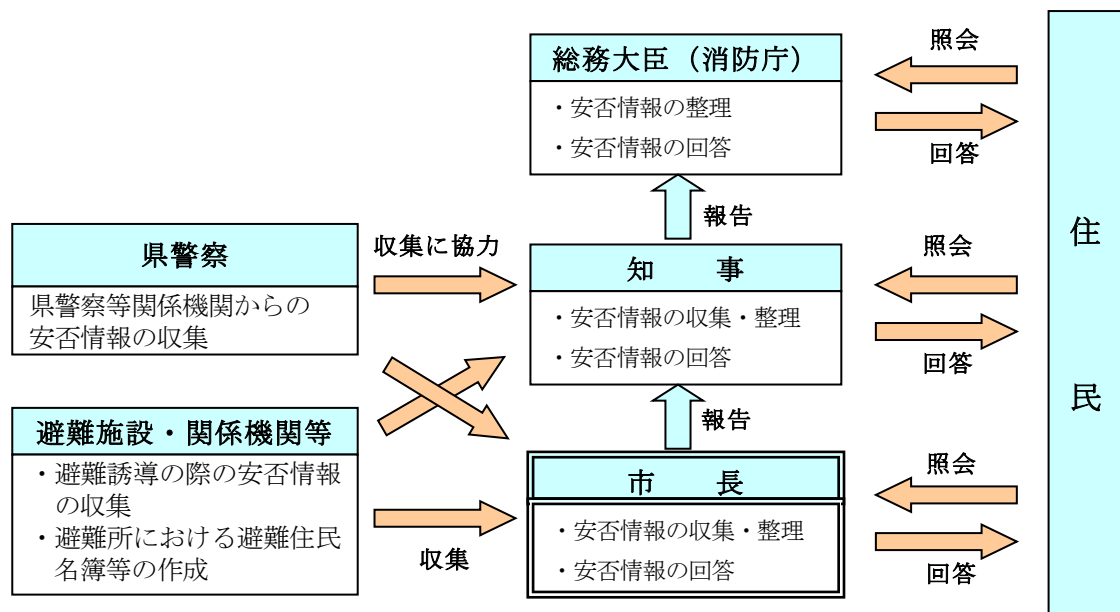
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃等による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

長浜市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



### 1. 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

長浜市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察、消防本部への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

「安否情報収集様式」を資料編3-5、3-6に示す。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

長浜市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請す

る場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

長浜市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や、必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2. 県に対する報告

長浜市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールにより県に送付する。

ただし、武力攻撃事態における災害等により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。「安否情報報告書」を資料編3-7に示す。

## 3. 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 長浜市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

「安否情報照会書」を資料編3-8に示す。

### (2) 安否情報の回答

① 長浜市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負

傷しているか否かの別を回答する。

- ② 長浜市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 長浜市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。  
「安否情報回答書」を資料編3-9に示す。

### (3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から、特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4. 日本赤十字社に対する協力

長浜市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあっても、3の(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。



## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

長浜市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

長浜市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2. 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防本部は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、すみやかに、その旨を市長に通報する。

また、消防本部は、市長へ通報することができないときは、知事に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を

受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、すみやかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

長浜市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合には、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（例）】

(ア) 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など、屋内に一時退避すること。

(イ) 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるときには、「屋内へ

の退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、同報系防災行政無線、広報車等によりすみやかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないように、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員、消防団員及び消防職員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2. 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に

において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察や消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、県警察、自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3. 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

### 4. 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防職員の安全確保措置を講じた上で、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は消防組合の管理者は、区域内の消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、相互応援協定等に基づく消防応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長又は消防組合の管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長又は消防組合の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長又は消防組合の管理者は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を、迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を、市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長又は消防組合の管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災

害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長（水防管理者）、消防長は、特に現場で活動する消防吏員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

長浜市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1. 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

長浜市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外で市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

さらに、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している施設については、長浜市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

## 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長又は消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

「危険物質等の種類」「危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置」を資料編3-10、3-11に示す。

### 【危険物質等について市長又は消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置】

#### ① 対象

ア. 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ. 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類（建設用びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火に係るものに限る。）

※ 危険物質等について、市長又は消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

#### ② 措置

ア. 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、火薬類については、火薬類取締法第45条）

イ. 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（危険物については、国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条）

ウ. 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（危険物については、国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬類取締法第45条）

エ. 危険物質等を廃棄した者に対する収去（火薬類取締法第45条）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長又は消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長又は消防組合の管理者は、(1)②の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から、危険物質等の管理の状況につ



いて報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

長浜市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、県及び本市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 武力攻撃原子力災害への対処

#### (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

#### (2) 住民等への情報伝達活動

武力攻撃原子力災害発生に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を、防災行政無線等により住民に情報提供する。

### (3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (4) 住民の避難等の措置

市長は、知事による警報や避難措置の通知が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を伝達する。

この場合において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する区域については、まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ、必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示する。

UPZ区域外についても、必要があると認めるときは同様の措置を指示する。

### (5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の服用の実施等については、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (7) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (8) 職員の安全の確保

市長又は消防組合の管理者は、武力攻撃災害に係る情報について積極的な収集に努め、当該情報をすみやかに提供するほか、適切な被ばく管理を行うなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

## 2. NBC攻撃による災害への対処

長浜市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、消防本部と連携して退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

長浜市は、保有する装備・資機材等により、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## (2) 国の方針に基づく措置の実施

長浜市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、消防本部とともに所要の措置を講ずる。

## (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から、被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## (4) 汚染原因に応じた対応

長浜市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### ① 核攻撃等の場合

長浜市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、消防本部と連携して汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

### ② 生物剤による攻撃の場合

長浜市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

### ③ 化学剤による攻撃の場合

長浜市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、長浜市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

#### **(5) 市長及び消防組合の管理者の権限**

市長又は消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

**【市長等の権限】**

番号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中、第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

**【名あて人に対し通知すべき事項】**

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該措置を講ずる旨</li> <li>2. 当該措置を講ずる理由</li> <li>3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</li> <li>4. 当該措置を講ずる時期</li> <li>5. 当該措置の内容</li> </ol>
--

**(6) 要員の安全の確保**

市長又は消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を、現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報をすみやかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

長浜市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 被災情報の収集及び報告

- ① 長浜市は、電話、同報系防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 長浜市は、情報収集にあたっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 長浜市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 長浜市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に、県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長又は消防組合の管理者が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

「火災・災害等即報要領様式」及び「被災情報の報告様式」を資料編3-12、2-1に示す。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

長浜市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 保健衛生の確保

長浜市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

長浜市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

特に、高齢者、しょうがい者等の、心身双方の健康状態に配慮する。

#### (2) 防疫対策

長浜市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染症等に罹患することを防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒並びに間仕切りの設置等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

長浜市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 長浜市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置、及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 長浜市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 長浜市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

## (5) 栄養指導対策

長浜市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2. 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 長浜市は、湖北広域行政事務センターと協力・連携して、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 長浜市は、湖北広域行政事務センターと協力・連携して、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、すみやかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 長浜市は、湖北広域行政事務センターと協力・連携して、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考にしつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 長浜市は、湖北広域行政事務センターと協力・連携して、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 長浜市は、湖北広域行政事務センターと協力・連携して、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物収集、運搬又は処分について検討する。

## 3. 文化財の保護

### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、武力攻撃災害による被害を防止するために文化庁長官が行



う命令及び勧告は、県を通じ、所有者等に対して告知される。

この際、所有者等は、必要な措置をするため必要な場合は、県を通じ、支援を要請する。

**(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行**

国宝等（国宝、又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、所有者等が上記命令又は勧告に従わないとき等においては、文化庁又は県の職員が当該国宝等の責任者となり、所要の措置を講ずることとなる。

**(3) 県指定等文化財に関する勧告、指導及び助言**

県指定等文化財に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、県からその所有者等に対して、被害を防止するための勧告、指導又は助言がなされる。

**(4) 市指定等文化財に関する勧告、指導及び助言**

市教育委員会は、武力攻撃災害による市指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導又は助言を行う。

## 第10章 市民生活の安定に関する措置

長浜市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1. 生活関連物資等の価格安定

長浜市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務、又は市民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2. 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の、必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

長浜市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期、並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

### 3. 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

長浜市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

長浜市は、河川、道路及び船溜等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

長浜市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定される特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

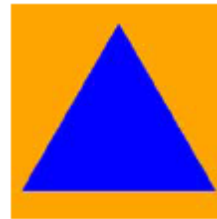
### 1. 特殊標章等の意義

昭和24年8月12日のジュネーヴ諸条約の、国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される、国際的な特殊標章等は、市民を保護するために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 2. 特殊標章等の様式

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章  
（オレンジ色地に青の正三角形）



#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（ひな形）

表面

	（この証明書を交付等する許可権者の署名記載するための余白）	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 (civilian defence personnel)		
氏名 Name .....		
生年月日 Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日 Date of issue ..... 証明書番号 No. of card .....		
許可権者の署名 Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 Date of expiry .....		

裏面

身長 Height .....	眼の色 Eyes .....	髪の色 Hair .....
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:		
血液型 Blood type .....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印 章 Stamp		所持者の署名 Signature of holder

### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

## 3. 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

### (1) 市長

- ア. 国民保護措置に係る職務を行う市職員
- イ. 消防団長及び消防団員
- ウ. 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ. 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 消防長

- ア. 消防長の所轄の消防職員で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ. 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ. 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (3) 水防管理者

- ア. 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ. 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 4. 特殊標章等に係る普及啓発

長浜市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

長浜市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

長浜市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

長浜市は、武力攻撃災害の発生により、同報系防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員によりすみやかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

長浜市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり、必要があると認められる場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2. 公共的施設の応急の復旧

① 長浜市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、すみやかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

② 長浜市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、船溜施設等について、すみやかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

長浜市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性についてすみやかに検討することとされており、長浜市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって、県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

長浜市は、武力攻撃災害により、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### (3) 復旧にあたっての留意点

長浜市は、武力攻撃災害の普及の実施にあたっては、一般住民との十分な情報の共有と対話を重ねながら、復旧体制の整備に努める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

長浜市は、国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

長浜市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2. 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

長浜市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

長浜市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

### 3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

長浜市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対応

### 1. 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態（大規模テロ等）については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

長浜市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対応国民保護措置の実施などの緊急処理事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

### 2. 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、長浜市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。



## 【用語集】

### あ行

#### ●NBC（エヌビーシー）

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）「Chemical」（化学）の総称。

### か行

#### ●緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

#### ●国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

#### ●国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

#### ●国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

**さ行****●指定行政機関**

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されています。

**●指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

**●指定地方公共機関**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

**●自主防災組織**

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

**●生活関連等施設**

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

**は行****●武力攻撃**

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

**●武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

**●武力攻撃予測事態**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。